

SSBJ 基準の適用にあたり、「サプライチェーンを通じた 温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」を 参考にする際の留意事項

2025 年 12 月 25 日公表

背景

1. SSBJ 基準では、気候基準において、産業横断的指標として、温室効果ガス排出の絶対総量の開示が求められており、スコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 温室効果ガス排出を開示することが求められています（気候基準第 47 項）。
2. また、温室効果ガス排出は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004 年）」（以下「GHG プロトコル（2004 年）」といいます。）に従って測定しなければならないとされています（気候基準第 49 項）。
3. この点、スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたっては、環境省及び経済産業省が公表する「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（ver.2.7）」（以下「基本ガイドライン」といいます。）を参考にすることが考えられます。
4. 基本ガイドラインは、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」（以下「スコープ 3 基準（2011 年）」といいます。）等との整合を図るとともに、我が国の実態を踏まえて策定されたガイドラインであり、既存の実務において多く参照されています。
5. しかし、SSBJ 基準の適用にあたり、基本ガイドラインを参考にする際には、「GHG プロトコル（2004 年）」と同様にスコープ 3 温室効果ガス排出の測定が任意とされていることや、我が国の実態を踏まえて策定されていることを踏まえて、一部「GHG プロトコル（2004 年）」との差異がある点について留意する必要があると考えられます。

目的

6. 本文書は、基本ガイドラインを参考にする際に、SSBJ 基準に準拠するにあたり考慮しなければならない差異を説明することを目的としています。
7. 本文書の内容については、基本ガイドラインを作成した環境省及び経済産業省の確認を受けています。

キーワード

スコープ 2 温室効果ガス排出、ロケーション基準、マーケット基準、スコープ 3 温室効果ガス排出、重要性

差異

8. 基本ガイドラインと SSBJ 基準の差異は次のとおりです。

- (1) 基本ガイドラインでは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」に準じて温室効果ガス排出を測定するため、ロケーション基準とマーケット基準の 2 元報告は求めないとしています（基本ガイドライン第 2 部 1.2 エネルギー起源の間接排出（Scope2））。

この点、SSBJ 基準では、スコープ 2 温室効果ガス排出について、ロケーション基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量の開示が求められています（気候基準第 53 項）。また、主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、ロケーション基準の開示に加え、当該契約証書に関する情報を提供することが求められています。なお、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することにより、当該契約証書に関する情報の提供に代えることができると定められています（気候基準第 54 項）。

- (2) スコープ 3 温室効果ガス排出の測定及び開示について、基本ガイドラインでは、「GHG プロトコル（2004 年）」と同様に任意とされている一方、SSBJ 基準では要求されています。このような前提の違いから、例えば、カテゴリの算定対象範囲及びカテゴリ内で算定対象とする範囲を除外及び限定する際の判断基準について差異が生じています。

基本ガイドラインでは、「スコープ 3 基準（2011 年）」に基づき、事業者が排出や排出削減に影響力を及ぼすことが難しいもの、自ら設定した排出量算定の目的から見て不要なものといった自社目線で対象範囲を限定できるとされています（基本ガイドライン第 1 部 5.3 カテゴリ抽出の考え方等）。

この点、SSBJ 基準では、重要性の判断は主要な利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込み得るかどうかにより評価するとされています（適用基準第 56 項から第 58 項）。

関連する SSBJ ハンドブック

- 「契約証書に関する情報」
- 「スコープ 3 温室効果ガス排出の測定方法及び開示」
- 「スコープ 3 温室効果ガス排出の報告と重要性」
- 「スコープ 3 温室効果ガス排出の測定にあたって 1 次データ及び 2 次データがいずれも利用可能な場合」

SSBJ 基準の定めは、重要性がない項目に対して適用する必要はないことにご留意ください。

以上